



平成 29 年 10 月 12 日

各 位

会 社 名 アイダエンジニアリング株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 会田 仁一
(コード：6118 東証第一部)
問 合 せ 先 執行役員 管理本部長 鶴川 裕光
(TEL. 042-772-5231)

株式報酬制度の導入に伴う第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 12 日付で公表した「株式給付信託 (BBT=Board Benefit Trust)」(以下「本制度」といいます。)の導入に伴い、本日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分(以下「本自己株式処分」といいます。)を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	平成 29 年 10 月 31 日(火)
(2) 処分する株式の種類及び数	普通株式 81,800 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき金 1,283 円
(4) 処 分 総 額	104,949,400 円
(5) 処 分 予 定 先	資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)
(6) そ の 他	本自己株式の処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

2. 処分の目的及び理由

本制度の目的は、取締役(社外取締役を除きます。以下同じです。)の報酬と当社の株式価値の連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることにあり、本制度の導入については、既に平成 29 年 6 月 19 日開催の第 82 回定時株主総会において承認されております(本制度の概要につきましては、平成 29 年 5 月 12 日付「株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照下さい。)

本自己株式処分は、本制度の運営に当たって当社株式の保有及び処分を行うため、資産管理サービス信託銀行株式会社(本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託(以下「本信託」といいます。))の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受ける再信託受託者)に設定される信託E口に対し、第三者割当により自己株式を処分するものであります。

処分数量については、役員株式給付規程に基づき、信託期間のうち、平成 30 年 3 月末日で終了する事業年度から平成 32 年 3 月末日で終了する事業年度(3 事業年度)に取締役へ給付すると見込まれる株式数に相当するものであり、平成 29 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数 73,647,321 株に対し 0.11%(小数点第 3 位を四捨五入、平成 29 年 9 月 30 日現在の総議決権個数 650,024 個に対する割合 0.13%)としております。

【信託契約の概要】

信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)
信託の目的	役員株式給付規程に基づき信託財産である当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭を受益者に給付すること

委託者	当社
受託者	みずほ信託銀行株式会社 (再信託受託者：資産管理サービス信託銀行株式会社)
受益者	取締役を退任した者のうち、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者を選定
信託契約日	平成 29 年 10 月 31 日 (予定)
信託設定日	平成 29 年 10 月 31 日 (予定)
信託の期間	平成 29 年 10 月 31 日 (予定) から信託が終了するまで
議決権行使の方針	本信託勘定内の当社株式に係る議決権は行使しません。

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日(平成 29 年 10 月 11 日)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値である 1,283 円といたしました。取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、これが株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的な価額であると判断したためです。

処分価額 1,283 円については、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近 1 か月間の終値平均 1,294 円(円未満切捨)に対して 99.15%を乗じた額であり、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近 3 か月間の終値平均 1,195 円(円未満切捨)に対して 107.36%を乗じた額であり、また、同直近 6 か月間の終値平均 1,100 円(円未満切捨)に対して 116.64%を乗じた額となっております。

上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえ、合理的なものとしております。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役全員(3名、全員社外監査役)が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続に関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上